

生活保護法による保護の基準表(17年度)

(平成17年4月1日現在 単位:円)

第一類 ※1	年齢	基準額
	0~2	19,960
	3~5	25,160
	6~11	32,540
	12~19	40,190
	20~40	38,460
	41~59	36,460
	60~69	34,480
70~	31,120	

第二類	人員	基準額	冬加11~3月
	1人	41,480	23,250
	2人	45,910	30,110
	3人	50,890	35,940
	4人	52,680	40,750
	5人	53,120	42,390
	6人	53,560	44,030
	7人	54,000	45,670
	8人	54,440	47,310
	9人	54,880	48,950
	10人	55,320	50,590

入院患者日用品費	
基準	23,150 以内
冬加	3,600

介護施設入所者基本生活費	
基準	9,890 以内
冬加	3,600

入所保護基準	
救護施設	更生施設
64,240	68,050
冬季加算	10,640
期末一時扶助	5,070

期末一時扶助(1人当)		13,540		
各種加算(※2)				
妊婦	6か月未満	9,140		
	6か月以上	13,810		
産婦		8,490		
老齢	72歳以上、70~72歳の病弱者等	在	3,760	
		入	3,130	
	70歳又は71歳	在	3,760	
		入	0	
母子(※3)	基準(1人)	15歳以下	在 23,260 入 19,380	
		16~18歳	在 15,510 入 12,920	
		第2子加算	15歳以下	在 1,840 入 1,560
			16~18歳	在 1,230 入 1,040
			第3子以降	15歳以下
		16~18歳		在 630 入 510
	障害者	身障1・2級		在 26,850 入 22,340
		身障3級	在 17,890 入 14,890	
	重度障害者		14,430	
	家族介護		12,090	
	他人介護	実施機関	69,970以内	
		市長承認	104,970以内	
大臣基準(H16)		139,200以内		
介護施設入所者		9,890以内		
在宅患者		13,290		
放射線障害者	(1)	42,760		
	(2)	21,380		
児童養育	第1・2子	5,000		
	第3子以降	10,000		
介護保険料		介護保険料の実費		

一時扶助		
配電、給・排水設備費	117,000 以内	
	特別基準 175,500 以内	
家具什器費	24,700 以内	
	特別基準 39,600 以内	
家財保管料	特別基準 13,000 以内	
家財処分料	特別基準 最小限度の額	
妊娠検査料	特別基準 最小限度の額	
入学準備金	小学校 39,500 以内	
	中学校 46,100 以内	
被服費	寝具	新規 18,400 以内 再生 12,700 以内
	退院時等平常着、小4進級時学童服	12,500 以内
	出産準備被服	46,000 以内
	入院時寝巻	3,900 以内
紙おむつ等(常時失禁)		23,000 以内

生業扶助	生業費	45,000 以内		
		特別基準 75,000 以内		
		技能修得費(高校除く)	66,000 以内	
	技能修得費	高等学校等就学費	特別基準 110,000 以内	
			※4 176,000 以内	
			市長承認 380,000 以内	
		基礎控除	基本額	5,300
			学級費	1,560
			入学準備金	61,400 以内
			授業料	全日制 9,600
				定時制 1,300
			入学金	全日制 5,650
定時制 2,100				
入学審査料			全日制 2,200	
	定時制 950			
交通費、教材費一実費支給				
就職支度費		28,000 以内		

住宅扶助	1人	2~6人	7人以上
	~36,000	~46,000	~56,000
	1人特別基準		46,000 以内
	住宅維持費	特別基準	175,500 以内

教育扶助	小学校	中学校	
	基準月額学用品費	2,150	4,180
	学級費等	610 以内	740 以内
	災害時等再支給	11,100以内	21,700以内
	中学校進学時の辞書代		4,100
給食費、準教科書代、スキー等教材代一実費支給(スキー代については別途通知)			

出産扶助	施設分べん	160,000 以内
	居室分べん	204,000 以内
	特別基準	240,000 以内
	衛生材料費	5,400 以内

葬祭扶助	基準	大人 193,000 以内 小人(12歳未満) 154,400 以内
	運搬料	8,230 以内

勤労控除		
基礎控除		別表
特別控除	年額	1人目 150,900
		2人目以降 128,265
1.3倍	年額	1人目 196,170
		2人目以降 166,744
新規就労控除		10,400
未成年者控除		11,600

※1 居世の世帯員数が4人の場合は個人別の額を合算した額に0.98を乗じた額、5人以上の場合は個人別の額を合算した額に0.96を乗じた額。

※2 各種加算の「在」は在宅者、「入」は入院患者または施設入所者を示す。

※3 児童は、最も年齢の低い児童から順に数える(20歳未満の障がい児は15歳未満として数える)。

※4 自立支援プログラムに基づく場合で、1年間のうちに複数回の技能習得費を必要とする場合。